

税務課よりお知らせ

12月27日(月)は固定資産税第3期の納付期限です。今年も残すところあと僅か、税金の納め忘れはございませんか？

ご確認をお願いいたします。

税務等証明書は本人交付が原則

(同居家族以外の代理人は委任状が必要です。)

税務課で証明書等(課税証明書や所得証明書、固定資産名寄帳など)の交付を申請する場合、個人情報保護の観点から、請求者の本人確認をさせていただきます。本人確認ができない場合や、委任状などの関係書類の提示がない場合は、証明書の発行はできませんのでご理解ください。

証明書等を請求できる方
・納税義務者本人または、同居している家族
・納税義務者に証明書等の取得を委任された代理人(成年後見人を含む)

本人または本人と同居している家族以外の方が請求する場合、請求資格があることを確認できる書類(委任状など)の提示が必要です。

郵送による請求の場合、請求できる方は納税義務者本人のみとなりますのでご注意ください。

(同居している家族の分を同時に請求する場合、連名による請求は可能です。)

窓口での請求に必要な書類

・請求者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、顔写真入りの住民基本台帳カードなど、住民票や印鑑証明、印鑑は本人確認書類としてご利用になれません)

・代理人が請求する場合は、本人確認書類の他に納税義務者の署名、押印のある委任状(成年後見人などの場合は、その旨を確認できる書類)

納税義務者の家族であつても、別世帯の場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。

委任状の様式は特に規定していませんので、便箋などに「委任者の住所および署名、押印、電話番号」、「受任者の住所、氏名」、「委任事項」を記入してお持ちください。

この他、提出先等が発行した手続き等の申請に必要な書類の一覧等をお持ちの場合、必要な証明項目について速やかに確認ができますのでご提示ください。

家屋の新築・増改築・解体等の届出について

家屋を新築・増改築・解体等をした時、または売買などにより所有者が変更になった場合は、役場税務課へ申告(届出)をしてください。申告のない場合は、前所有者へ課税されることとなりますのでご注意ください。

登記手続きを済ませた方は、申告は不要です。

【お問い合わせ】税務課
電話 0997(93)3111代

平成23年度 保育所入所申し込みについて

保育所は、保護者(両親等)の就労、疾病や出産等で家庭保育が困難な児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、保育所入所については学校や幼稚園とは異なり、あくまでも家庭保育が困難な場合にのみ、入所基準に基づき入所させることになっています。

なお、定員に制限がありま

1. 保育所入所申込書
児童一人につき一枚(役場保健福祉課にあります。)
2. 平成22年度市町村民税課
税証明書

世帯全員の証明を平成22年1月1日に住民登録のあった市町村から取り寄せてください。

3. 就労証明書
4. 耕作証明書

農業に従事している場合に提出してください。

5. 平成22年分源泉徴収票
- 又は、確定申告書の写し

世帯全員

6. 児童の保護者について
次に該当する場合はその証明書を提出すること。

ア 保護者が病弱の場合
医師の診断書

イ 母親が出産の場合
母子手帳の写し(出産予定日の記載されている頁)

ウ 保護者が病人を看護している場合
看護証明書

7. 在宅障害児(者)のいる世帯
各種障害者手帳の写し

既入所児童で継続入所を希望される方は、継続入所に必要な書類を保育所で受け取って提出してください。

受付期間及び提出先
期間 平成23年1月17日(月)から1月21日(金)まで

時間 午前8時30分から午後5時15分まで
提出先 知名町役場保健福祉課
電話 0997(93)3111
(内線121番)

所得の申告について
所得の未申告により、市町村民税課税証明書が発行できない方は、受付けない場合もあります。
必ず申告してください。

不妊治療費助成制度のご案内

鹿児島県では、平成16年8月から、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精の不妊治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する「不妊治療費助成事業」を実施しています。

(「不妊治療費助成事業」以外にも、鹿児島県では不妊に関する相談窓口を設け、様々な相談をお受けしています。)

1 対象治療

県が指定した指定医療機関において、配偶者間で行う医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」といいます。)が対象となります。

2 対象者

夫婦のいずれか一方又は両方が鹿児島県内(鹿児島市を除く。)に住所を有し、特定不妊治療を受けている。